

2025年10月1日以降に
満期を迎えるお客さまへTHE  カラダの
保険

個人用傷害所得総合保険 改定のご案内

平素より損保ジャパンをお引き立ていただきありがとうございます。

損保ジャパンでは、個人用傷害所得総合保険（THE カラダの保険）について、以下のとおり改定を実施いたします。本改定についてご理解賜りますとともに、引き続きご愛顧いただけますよう、何とぞよろしくお願い申し上げます。各項目の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

1 保険料の改定

2025年10月1日以降
保険始期契約から改定

- 保険料改定については近年の保険金のお支払い状況を踏まえた参考純率^(※)の改定を受け、実施するものです。多くのご契約において保険料が変更となります。

(※)参考純率とは、損害保険料率算出機構が、会員である損害保険会社から収集した大量の保険データの分析に基づいて算出したものであり、そのデータ精度の高さから、損保ジャパンでは個人用傷害所得総合保険の一部補償において参考純率を用いて保険料を算出しています。

- ご契約内容により、保険料が上がる場合、下がる場合、変更がない場合があります。更新後の保険料は「個人用傷害所得総合保険更新のご案内」等をご確認いただき、ご不明な点は取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

2 その他の改定

2025年10月1日以降
保険始期契約から改定

- 以下のとおり、約款を改定します。（交通傷害限定特約と弁護士費用特約をセットされているご契約が対象です。）

改定項目	概要
●交通傷害限定特約における「交通乗用具」の範囲の改定	●道路交通法改正に伴い、①、②のとおり、交通乗用具の範囲を改定します。 ①電動キックボード（特定小型原動機付自転車）を追加します。 ②移動用小型車および遠隔操作型小型車を追加します。 ●交通乗用具の範囲に「ガイドウェイバス」を追加します。
●弁護士費用特約における保険金算定基準の改定	●弁護士費用保険金算定基準の報酬金に関する規定について、下限を20万円とし、また、経済的利益が0円となる場合には報酬金を支払わないことを明記します。

お手続きについて

補償内容を見直したい場合

ご契約の満期日までに取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。

なお、「安心更新サポート特約」に基づき自動継続される場合、保険契約継続証等は満期日の属する月の前月20日以降に順次送付されますが、満期日までに申し出いただければ契約内容の変更が可能です。

補償内容を変更せず安心更新
により自動継続したい場合

「安心更新サポート特約」に基づき、満期を迎えるご契約と同等の補償内容で改定後の保険料を適用し、保険契約を更新しますのでお手続きは不要です。

★「THE カラダの保険」は個人用傷害所得総合保険のペットネームです。

★このご案内は、個人用傷害所得総合保険の改定の概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、「ご契約のしおり」「パンフレット」「重要事項等説明書」をご覧ください。なお、ご不明な点は、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

損害保険ジャパン株式会社

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1
<連絡先> <https://www.sompo-japan.co.jp/contact/>

SOMPOグループの一員です。

お問い合わせ先

（下記の連絡先、または「個人用傷害所得総合保険更新のご案内」に記載の取扱代理店までお問い合わせください。）